

# B R U N O株式会社

## 定款

BRUNO, Inc.

平成07年11月20日	作成
平成07年11月20日	公証人認証
平成07年11月30日	会社設立
平成15年09月22日	更新
平成16年09月30日	更新
平成17年06月28日	更新
平成17年09月29日	更新
平成18年09月28日	更新
平成19年12月 1日	更新
平成19年12月20日	更新
平成20年 3月15日	更新
平成20年 9月26日	更新
平成21年 9月29日	更新
平成22年 1月 6日	更新
平成23年 9月29日	更新
平成25年 9月27日	更新
平成26年 2月 1日	更新
平成26年 9月29日	更新
平成27年 7月 1日	更新
平成27年 9月29日	更新
平成29年 6月 1日	更新
令和 2年 9月28日	更新
令和 3年 9月29日	更新

# 定 款

## 第1章 総則

### (商号)

第1条 当会社は、BRUNO株式会社と称し、英文では BRUNO, Inc. と表示する。

### (目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. デザインの企画及び製作
2. 時計・同部分品の製造、輸出入及び販売
3. 玩具・文具の製造、輸出入及び販売
4. 家庭用電気機械器具の製造、輸出入及び販売
5. 家具、インテリア用品、生活雑貨、衣料品、靴、バッグ、貴金属、アクセサリー、スポーツ用品、美容用品、化粧品、医薬部外品、医薬品、食料品、酒類、飲料品及びこれらの原材料の製造、輸出入及び販売
6. 事業の再生及び企業経営全般にわたるコンサルティング業務
7. インターネットを利用したショッピングモールの運営管理
8. コンピュータネットワークを利用した物品販売、マーケティング及び代金決済システムの企画、開発
9. オフィス空間、商業店舗空間等の企画、デザイン、設計及び施工
10. 古物売買業
11. 特定労働者派遣事業
12. 前各号に付帯関連する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

### (公告の方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告に掲載する方法により行う。但し、事故その他やむを得ない事由により、電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

### (発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、35,968,000 株とする。

### (自己株式の取得)

第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

### (単元株式数)

第7条 当会社の1単元の株式数は100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会によって選定し公告する。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿の記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続きおよび手数料等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年9月に招集し、臨時株主総会は、その必要に応じて隨時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって、社長が招集し、その議長となる。

2. 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使すること

ができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、13名以内とする。

(取締役の選任方法等)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の残任期間と同一とする。

(役付取締役)

第21条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選定し、必要に応じて、会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第22条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

2. 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

**第26条** 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役の報酬等)

**第27条** 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

**第28条** 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、金100万円以上あらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

**第29条** 当会社は監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

**第30条** 当会社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任方法)

**第31条** 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

(監査役の任期)

**第32条** 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。

(常勤監査役)

**第33条** 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集手続)

**第34条** 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

**第35条** 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行

う。

(監査役の報酬等)

第36条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第37条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第38条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任方法)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
3. 補欠により選任された会計監査人の任期は、退任した会計監査人の残任期間と同一とする。

(会計監査人の報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第42条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第7章 計算

(事業年度)

第43条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

(期末配当金)

第44条 当会社は株主総会の決議によって毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当金）

第45条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第46条 当会社の期末配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。